

中野区立教育センター処務規則の一部改正について

1 改正する規則

中野区立教育センター処務規則

2 改正内容

教育センター所長の職責について、指導室長の命を受けて、所属職員を指揮監督することを加える。

【第4条関係】

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日

中野区立教育センター処務規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(職員の職責)</p> <p>第4条 所長は、<u>指導室長の命を受け、教育センターの事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(職員の職責)</p> <p>第4条 所長は、教育センターに関する事務を統括する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>